

追加募集します

2019年度

峡東ワインリゾート連携促進支援事業

◇補助の対象となる事業

峡東地域内の飲食事業者、宿泊事業者、交通事業者、ワイン事業者等が連携を図りながら主体的に取り組むを行うことにより、ワインを核とした周遊・滞在型観光の推進と地域の活性化を図ることを目的とした事業とします。

次の分野に該当する事業で、民間団体等2者以上により実施する事業を対象とします。

- 観光客の受入環境の整備に関する事業
- 峡東地域の情報発信の強化に関する事業
- その他、富士の国やまなし峡東ワインリゾート構想の推進に資するものと峡東地域ワインリゾート推進協議会(以下、「協議会」という。)会長が認める事業

◇募集期間

2019年7月4日から2019年8月31日まで

◇応募資格

次の要件全てに該当する民間団体等とします。

- 申請者が協議会構成員又はその会員であること。
- 適正な会計処理が行われていること。
- 宗教活動や政治活動を目的とするものではないこと。
- 暴力団等ではないこと。

◇補助額、補助事業の実施期間等

- 補助額は、補助の対象となる経費の10分の7として、1事業30万円以内で予算の範囲内とする。
- 採択件数は、予算の範囲内で助成するため、2件程度の予定
- 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業等は補助の対象としない。
- 補助事業の実施期間は、交付決定を受けた日から2020年3月25日までとする。

◇提出先および提出方法

所定の様式により、協議会事務局まで持参又は郵送で提出してください。

事務局：山梨県庁観光資源課、山梨市役所観光課(TEL 0553-22-1111)、
笛吹市役所観光商工課(TEL 055-262-4111)、甲州市役所観光商工課
(TEL 0553-32-2111)

◇審査

協議会において選考を行い、その結果を申請者に通知する。(9月中旬予定)

◇その他

申請書の様式等、詳細については、協議会ホームページをご覧ください。

URL <http://wineresort.jp/>

◇問い合わせ先

峡東地域ワインリゾート推進協議会(山梨県庁観光資源課内)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL:055-223-1573 FAX:055-223-1558

